

令和6年第2回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年2月26日（月） 午後2時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（学校教育担当）	栗田 一路	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	上林 昭
湖東図書館長	鈴木 厚子	幼児課長	増井 章恵
学校問題対策支援室長	小椋 文子	生涯学習課 主任	本持 祥吾
事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子		

以上19名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和6年第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第1回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第1回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど「篠原委員」と「青地委員」に署名をお願いいたします。
なお、第2回定例会の会議録署名委員は、「山本委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
まず、「1 報告」です。私から教育長報告をさせていただきます。
（教育長報告）
能登半島地震から8週間が過ぎました。仮設住宅への入居も始まり、ようやく復旧に向け、歩み出したように感じっていますが、いまだに断水や通行規制が続いている所も少なくなく、日常を取り戻すにはまだまだ時間を要するものと思っています。
震災に襲われた地域にも、ボランティアの支援が少しずつ入り始めていますが、その数はまだまだ少なく、被災地側の受援体制、道路や水道など復旧状況が大きく影響しているのではないかと感じています。

被災地の小中学校では、避難所機能を残しながら学校を再開してきています。しかし、通常の学校運営にはまだまだ時間がかかるようです。集団避難をしている中学生を含め、子どもたちの学びの補償や心理的な影響が心配されます。

また、3月中旬には北陸新幹線が敦賀に延伸され、被災地への旅行支援も始まるということで、2次避難所としてホテルなどを利用されている方々への対応をはじめ、難しい判断が求められます。

そのような中、2月15日木曜日から一週間、教育委員会を代表して、生涯学習課の本持主任が、避難所運営支援のため、石川県能登町へ行ってきてくれました。今日の教育委員会で少し時間をいただき、その報告をしてもらいますので、よろしくお願いいたします。

さて、今日から3月議会が開会しました。本日の議会で、3月23日をもって任期満了を迎えていただく篠原委員の後任として、神寄由紀美さんの任命について市議会の同意が可決されましたので、報告させていただきます。篠原委員は2期8年間、教育委員として御活躍いただきました。本当にありがとうございました。

御承知のとおり、3月議会は新年度予算について議論いただく議会となります。東近江市教育委員会の令和6年度予算について少し話をさせていただきます。併せて、京都新聞の記事をお配りしました。東近江市教育委員会の対応として、校内教育支援センターをメインに書いていただいています。

令和6年度の主要課題は、いじめ、不登校、特別支援教育の3点を挙げています。

先日、知的障害のお子さんをお持ちの保護者のから次のようなはがきをいただきました。中学校での進路指導は養護学校高等部か高等養護学校へとなっている。定員割れをしている高校になら合格できるかも知れないが、授業についていけなくて退学する人は少なくないと説明を受けた。私の知り合いの子は、知的障害であっても高校卒業資格を得られる進路に進んでいる。例えば定時制高校などで高校卒業資格取得の道もあるということを、指導してもらえないだろうか、というものです。

保護者が子どもに高校卒業資格を取らせてやりたいと思われるのは、もっともな気持ちだと思います。一方、中学校が本人の学力に照らして、養護学校高等部への進学を勧めることも理解できます。しかし、一番の問題は、子どもたちが進学した後、その子たちがどのようにその後の学校生活を送り、社会人として生きていっているかを我々が情報として得ていないということです。

最近、障害を持った人が障害者枠で雇用されることも多くなっており、東近江市職員も障害者枠での採用例は少なくありません。しかし、その定着率は決して高いとは言えないように感じています。

特性を持った子どもたちが、小中学校の間に身につけておくべき力が、社会を生き抜くということに照らすと、少しずれているように感じますし、この子たちが生き抜くために、社会全体で行うべき支援で、抜け落ちているものがあるようにも感じるのです。不登校の子どもたちの進路指導を考えたときにも思ったのですが、中学卒業後の情報が抜け落ちていることを大きな課題と捉えております。

「誰一人取り残さない」あるいは「切れ目のない支援」をキャッチコピーに文科省や子ども家庭庁をはじめ、様々な機関が子どもたちの育成に取り組んでいますが、ここでも縦割りの弊害が表れているように感じます。

目の前にある課題には精一杯取り組んでいるのですが、社会人として生き抜くまでの議論

がなされず、課題を先送りしているだけではないかとさえます。

次に、いじめについてです。いじめの認知件数は全国的に年々増加しており、東近江市でも同様の傾向となっているのは御承知のとおりです。暴力行為のあるいじめ事案や困難な対応を求められるいじめ事案も少なくなく、学校現場においては、日々悩みながら対応している状況です。

前にも話しましたが、学校生活においては、大なり小なりの摩擦やいざこざが起こるのは当たり前で、けんか一つを取りましても、口喧嘩、相手を無視したり、叩いたり手を出してしまったりする行為に及ぶなど様々です。これらに伴い、心身に深い傷を負わせてしまう事象も生じます。

しかし、子どもたちにとって、けんかは自己主張の仕方を学んだり、相手の立場だったらどう思うかを考え、修復の方法を探ったり、もめ事にならない手法を学ぶ場にもなります。そして学校には、被害者と加害者の両方がいますし、その立ち位置が場面によっては入れ替わりもします。それだけに本当に難しい課題だと捉えています。

今年度、各校では学級活動を中心に魅力ある学校づくりを進めてきました。様々な活動に、子どもたち自身が主体となり、取組を進めるということです。そういった中で児童生徒同士の交流を促し、他者への配慮、思いやりといった気持ちを醸成することを狙いとするもので、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、一昨年のいじめ重大事態において設置した第三者委員会から近く報告がいただけるものと思います。その報告を真摯に受け止め、いじめ撲滅のために誠実に対応しなくてはならないと強く感じています。

そして不登校です。不登校については何度も申し上げているとおり、東近江市では、新年度には別室を拡充する形で、半数以上の学校 16 校に校内教育支援センターを設け、スタッフをしっかりと配置し、学校に行きづらいと感じている児童生徒を、まずは学校でしっかりと受け止め、学びに向えるよう、あるいは社会的自立心を培うよう取組を進めます。

また、校内教育支援センターにも通いづらい子どもたちや家から出ることのできない子どもたちのためには、教育支援センター、こどもオアシスを拡充し、足を運んでみようと思える施設環境にしていきます。まずは、公的な機関でしっかりと子どもたちを受け止めることができる体制を整えたいと考えています。

ほかにも、学校には非行対策、外国にルーツのある子どもたちへの日本語指導など多くの課題があります。また、教員自身が悩みを抱え込んでしまっていることもあります。今申し上げた、いじめ、不登校、特別支援教育、非行対策、外国籍児童生徒に対する指導などは、それぞれが単独での課題となっているのではなく、それぞれの課題が複雑に絡み合い生じます。それだけに、課題解決にたどりつく前段の原因究明さえ容易ではありませんし、指導が入らず疲弊してしまう教員が少なくないのです。

新年度においては、それらの課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、警察OBなど専門的知見を持った方にスタッフに加わってもらい、時期を失することのないように相談体制を構築したいと思っています。また、地域の方々の力もいただきながら、保護者同士のつながりづくりにも努めます。

話は変わりますが、最近感じていることに、学校には決め事、ルールが多すぎると感じています。服装・制服、頭髪、持ち物などについての決め事です。この寒い時期、高校生を含め、スカートの下にジャージを履いて登下校している学生をよく見かけます。私は単純にあ

教育長

の格好はダメだと思っています。寒いのであれば、スカートなどを履かずに温かい服装で登校すればいいと思うのです。子どもたちのためのルールではなく、管理するためのルールが多いように感じます。

管理しやすいルールと言いながら、それを守らない生徒を指導するエネルギーがかかりすぎているように思えるのです。決め事を子どもたちと一緒に考え、自分たちも一緒に考えたのだから守るようにしようという意識が働けばいいように感じています。皆さんの御意見もお聞かせください。

教育長報告は、以上とさせていただきます。

次に教育部長から報告をお願いします

教育部長

(教育部長報告)

皆さんこんにちは。

三寒四温を繰り返し、少しずつ温かさを感じる時期となりました。

全国的にインフルエンザによる感染症患者が増加し、滋賀県においても昨年12月14日に季節性インフルエンザの警報が発令されて以降、減少しつつあるものの引き続き警報が発令された状態となっています。

市内の小中学校においても、3学期に入りこれまでにインフルエンザやコロナ感染症による学級閉鎖が延べ62学級になり、現在でも2学級がインフルエンザにより学級閉鎖となっています。

学校はもとより家庭においても手洗い、うがいなどの基本的な感染対策を十分していただくよう、各保護者にも通知をしており、今後、入試や卒業式などの大きなイベントが無事に執り行えるよう願っています。

次に、市議会について御報告いたします。本日午前中に市議会定例会が開会いたしました。今議会には、教育部から議案第2号「令和5年度一般会計補正予算（第10号）」及び議案第3号「令和6年度一般会計予算」の予算案件が2件と議案第23号から議案第25号の「財産の取得についての議案3件、合計5件を上程しています。

補正予算では、令和6年度から工事に着工する「能登川南小学校大規模改修工事」と「永源寺中学校大規模改修工事」の2つを前倒しという形で3月補正し、同補正予算により繰越明許としています。

能登川南小学校は、内外装の老朽化による改修工事や屋根防水改修工事を、永源寺中学校は、同じく老朽化工事に併せて普通教室棟を解体・新築し、特別教室棟、柔剣道場及び屋内運動場と新たに設置する渡り廊下で接続する内容となっています。

令和6年度の当初予算については、本日お配りしています「当初予算の概要」という冊子に全体予算の概要が記載されておりますが、教育部の予算としては、昨年度と比較すると0.2パーセント増の45億3千100万円余りで市全体の予算の8.3パーセントを占めています。

当初予算の概要13ページを御覧ください。主な教育費の内容ですが、令和6年度に教育委員会が重点的に推進していく事業である「不登校児童生徒への対応」、校内教育支援センターの設置・運営を予算化いたしました。

既に新聞紙上に概要は掲載されていますが、10月の教育委員会の説明に続いて、このあと再度詳細について、担当から説明をいたします。

また、同時にフリースクール等民間施設を利用する児童生徒に対する補助金300万円も予

教育部長

算化しています。

今回の支援に当たっては、国や県に制度設計を行う動きがあることや、実際に不登校に苦しむ児童生徒の支援を優先させたいという考えがあること、保護者にも一定の役割、責任を持っていただくことで東近江市独自の要綱を作成したいと考えています。

具体的な支援額や期間、申請方法などは現在検討していますが、近隣の市町と比較して大きく逸脱することのないような金額を支援していく予定です。後日補助金要綱を作成次第、教育委員会の議案として御説明させていただく予定です。

その他、教育委員会での予算概要については、29 ページ以降に記載しております。児童生徒の学力向上対策や「いろは教室」の拡充、学校教育の充実を図る経費のほか、能登川図書館の大規模改修工事や地域力強化事業として家庭教育支援員の拡充、学校給食の値上げに対する給食賄材料費の増額などがあります。

また、財産の取得議決3件のうち2件は、いずれも小学校の指導書の購入について、残り1件の財産取得議決は、小学校指導者用デジタル教科書の購入についての議案です。

なお、小学校の指導書購入についての2議案は、購入のスケジュールの関係から初日審議として既に本日議決をいただきました。

最後に能登半島地震の支援について御報告させていただきます。

教育長からも概要の説明がありましたが、具体的な東近江市の支援について、少し報告させていただきます。

まず1月9日から13日までの5日間、被災建築物応急危険度の判定のため施設建築課から1名の職員を派遣したことを皮切りに、家屋被害認定調査のための税務部職員や応急給水活動で水道部の職員を派遣するなど、石川県の要請により多くの支援の活動を行ってきました。

さらに2月15日から21日までの1週間、各部の職員10名を避難所支援という形で石川県能登町の避難所に派遣しています。その中に教育部を代表して、生涯学習課の本持祥吾主任が、こども未来部を代表してこども政策課大谷真也主事が派遣員の一員となって活動を行ってきました。

この後、参加した本持主任から避難所支援についての報告をしていただきますのでよろしくお願いします。

今後も、公費解体の受付業務や管理栄養士の派遣、応急給水支援など、要請に応じる形で様々な支援を行っていきます。被災地の方々の1日も早い復旧をお祈りいたしまして教育部の報告とさせていただきます。

教育長

それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆さんこんにちは。

それでは、こども未来部から報告をさせていただきます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、各地から梅見の便りが聞かれ、少しずつ春の足音が聞こえてくる季節となってまいりました。幼児施設においても、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染者が増加し、1月、2月併せて本日までで13園で学年閉鎖や学級閉鎖、登園自粛を実施しております。

こども未来部長	次に、2月8日に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催しました。各関係機関の代表者出席の下、今年度2回目の会議となりました。今回は市立能登川病院小児科の辻井久先生に「小児科医の立場から虐待について」と題して、診断の中で気になる子どもの具体例や身体的虐待の特徴、子どもとの面接、親との面接などの対応方法について御自身が実際に体験されたことを踏まえ貴重なお話いただきました。 次に、2月6日開催の福祉教育こども常任委員会協議会では、「市立認定こども園給食調理業務の委託について」と「令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の一次選考」につきまして、後ほど担当課長から御説明させていただきます。 次に、市議会3月定例会に提出しました令和6年度予算案のうち、拡充する事業、新規事業など主なものについて紹介させていただきます。 当初予算の概要の12ページを御覧ください。1 結婚・妊娠・出産・子育てをサポートする事業では、満1歳未満の乳幼児を養育する家庭に専門の宅配員が声掛けをしながらおむつ等を宅配する見守りおむつ宅配便については、引き続き実施してまいります。 次に当初予算の概要13ページを御覧ください。2 子育て・教育環境を充実する事業では、幼児施設における待機児童の解消と保育環境の向上のため、新たに能登川地区に設置される民間保育所の整備に対する支援を行います。次に、放課後や夏休みの児童の生活の安全確保と健全育成を図るため、夏休み期間中の学童保育所の拡充を行います。また、新規事業として、こどもの多様な居場所づくりを目指し、小学生の夏休み期間中の居場所事業を能登川地区で実施しながら、こども・若者の居場所づくりに向けて調査研究を進めていきます。 以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。
教育長	それぞれ報告が終わりましたが、御意見、御質問等ございませんか。
青地委員	今回の予算で、校内教育支援センターが設置されるということですが、力を入れて取り組んでいただいて、以前から言っていたことが実現してきているなと思いました。この16校はいろいろな条件があると思うのですが、どのような形で決められたのですか。
管理監（学校教育担当）	全学校に希望調査を行い、教室に行けない、又は行きづらい子どもの人数や保健室登校等の人数を掌握し、必要とされる学校を教育委員会が採択し決定した数字です。他にもいろいろな項目を調査していますので、後ほど担当から調査の内容等を説明させていただきます。
青地委員	「校内教育支援センターを設置してほしかった。」と思われる学校があるのかと気になりましたので聞かせていただきました。どのような形で最終決まったのか教えてください。
管理監（学校教育担当）	分かりました。
教育長	それでは、校内教育支援センターについては、後ほど詳しく説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。 続きまして、「2 議案」に移ります。 「議案第1号 東近江市少年センター条例施行規則の制定について」担当課から説明をお

教育長

願います。

生涯学習課長

議案第1号東近江市少年センター条例施行規則の制定について御説明します。

この規則は、東近江市少年センター条例第5条に基づき、少年センターの管理、運営のために必要な事項を定めるものです。規則には、少年センターに配置する職員及び職務並びに分掌事務を記載するとともに少年補導員について掲げております。

それでは、内容を説明させていただきます。お配りしました東近江市少年センター条例を参考にさせていただきながらお願いいたします。

まず、第1条は趣旨が記載されています。続いて、少年センターに置く職員については、第2条のとおり、(1) 所長、(2) 無職少年対策指導員、(3) 少年補導職員、(4) 事務職員とし、2項では、前項に規定するもののほか、少年センターに必要な職員を置くことができる。としています。

第3条職務は、条例の第3条に規定する事業とし、所長は所属職員の指揮監督、職員は所長の命を受け、少年センターの事務に従事するとしています。

第4条分掌事務は、1号から3号のとおりです。

続いて、第5条以降は、少年補導員について定めています。

少年補導員は、少年問題に関係のある機関、団体等が推薦する者の中から教育委員会が委嘱する。とし、任期は2年としています。少年補導員は、第5条のとおり86人以内としております。この86人は、八日市8地区、旧町の6地区から推薦された方々です。各地区別に基準人数が決められていますのでその人数です。

第6条では、補導員の職務について掲げています。第1号から第5号まで挙げておりますが、具体的には、各地区でのパトロールや啓発活動のほか補導員研修会への参加などが主なものとなっており、現在行われている補導員活動と変わりはありません。

第7条には、少年補導員の服務として、守秘義務や活動時に補導員証を携帯することなどを明記しています。

第8条その他として、この規則に定めるもののほか、少年センターの管理運営に関し、必要な事項は、教育長の承認を得て所長が別に定める。としています。

最後に附則として、この規則は、令和6年4月1日から施行する。としています。

東近江市少年センター条例施行規則の制定について説明は以上です。

御審議よろしく願います。

教育長

ありがとうございます。今回の東近江市少年センター施行条例施行規則の制定については、少年センターを東近江市と愛荘町とに分離するということで制定するものです。

現状に照らして異なる点があれば教えてください。

生涯学習課長

現状と異なる点はありません。ただ、今回規則を定めますが、これまでは東近江少年センター設置要綱というのがありましたが、その中から必要な項目を規則に転用しているのが大半です。

教育長

分かりました。それではこの件について、御意見、御質問はございませんか。

青地委員	第2条に職員の種類が書かれていますが、(2)無職少年対策指導員という方の役割や人数を教えてください。少年補導員の方は詳しく書かれているのですが、こういった違いがあるのかも含めて教えていただきたいです。
生涯学習課長	無職少年対策指導員というのは、少年センターに置く職員です。少年補導員は、地域から推薦された方々に委嘱する職です。
青地委員	無職少年対策指導員という職員の人数はどれだけですか。
生涯学習課長	(1)所長から(4)事務職員まで4職種ありますが、それぞれ1人ずつの配置です。
青地委員	もう一点よろしいでしょうか。無職少年という名称が、理解しにくいのですが、いわゆる職についていないという位置づけでしょうか。
生涯学習課長	名称のとおり、無職少年の相談や職に就いていないということで就労、進学に関わる業務を担っていただくことになります。
青地委員	例えば市役所で言いますと、商工労政課もそういった方をバックアップしていますが、そういったところとも関係を作っていくのでしょうか。
生涯学習課	そうです。連携をしていくことになると思います。
教育長	よろしいでしょうか。では、議案第1号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第1号 東近江市少年センター条例施行規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第2号 東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。
学校給食センター	皆さん、こんにちは。学校給食センター所長の上林です。よろしくお願いします。 それでは、議案第2号東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。 議案第2号「東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、第11回定例会におきまして、議案第25号「東近江市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」御審議をいただきましたが、この度、その東近江市立学校管理規則の一部改正等に伴い、給食休業日の変更が生じた関係で、今回議案として提出させていただきます。 資料は、「東近江市学校給食センター条例施行規則新旧対照表」を御覧ください。 改正箇所としましては、第5条第3号中「4月8日」を「4月9日」に改め、同条第4号

学校給食センター	中「幼稚園」の次に「及び小学校」を加えます。 また、第8条中「条例第10条の規定による」を「条例第8条の規定により」に改めます。これは、現行が第10条になっておりましたが、この度、第8条の誤りであることからです。 最後に、別表東近江市蒲生学校給食センターの項中「東近江市立長峰幼稚園」の次に「、東近江市立ひまわり幼稚園」を加えます。これは、本来、令和3年4月から東近江市蒲生学校給食センターの対象園として、東近江市立ひまわり幼稚園が記載されていなければならなかったのですが、記載漏れのためです。 この規則は、令和6年4月1日から施行します。ただし、別表東近江市蒲生学校給食センターの項の改正規定は公布の日から施行します。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本教育長職務代理人	記載漏れがあった背景は、例えば、前の改定の時に見落とした等あるのですか。
学校給食センター所長	私も4月に異動となったところですが、規則を確認していましたら、引用条項の誤りに気づき、今回の改正に合わせて改正させていただきました。ひまわり幼稚園につきましては、本来、令和3年4月に加える必要があったものが記載漏れとなっていたためです。
山本教育長職務代理人	背景ははっきりと分からないということですね。
教育長	ほかはよろしいでしょうか。では、議案第2号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第2号 東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。 それでは次に、「3 報告事項」に移ります。 冒頭申しましたように、「令和6年能登半島地震に係る被災地派遣職員からの報告について」今月15日から21日まで避難所運営支援のため石川県能登町へ行っていただきました、生涯学習課 本持主任から現地の状況や活動内容等について報告していただきます。
生涯学習課主任	【令和6年能登半島地震に係る避難所支援活動についての報告】 期間：令和6年2月15日から21日まで 場所：石川県能登町 松波中学校
教育長	ありがとうございました。せっかくの機会ですので、質問等していただければと思います。

篠原委員	寒い中で、自衛隊がお風呂を用意されたのはうれしかったのだと思います。実際に入浴の頻度はどれぐらいですか。
生涯学習課主任	お風呂は毎日設置されていますので、常に入れる状況です。時間は午後1時から午後9時まで入れますので、自衛隊が設置されてから毎日入れる状況でした。
沖田委員	災害が起きたときに、都道府県から派遣されるということですが、こちらから派遣しますという申し出をするのか、そういった取り決めや規約というものがあるのですか。どういった経緯で支援に行かれたのですか。
生涯学習課主任	滋賀県が能登町に支援に行くということがまず決まりまして、今回は滋賀県と東近江市の職員でしたが、私の前は日野町、私の次が栗東市と一週間ごとに市町が交代をしながら支援を行うことになっています。
沖田委員	送り出す場合は滋賀県で取りまとめられて、受け入れる石川県はどういった部局が担当されていたのですか。滋賀県からは「こういう支援をします」という申し出をされたのでしょうか。
生涯学習課主任	石川県から必要な支援を申し出されたのだと思います。
教育部長	基本的には広域連合が中心になっておられると思うのですが、例えば家屋被害認定調査であれば各市町税務課関係の職員が行っています。そういうものは、石川県の税務部署が広域連合を通して近畿各市町の税務職員をいつから何名という形で要請が来たものについて、取りまとめ、さらに滋賀県で取りまとめて市町へ派遣要請が来ているのだと思います。
沖田委員	分かりました
山本教育長職務代理者	私も阪神淡路大震災の支援に行ったことがあります。支援に行った人用の食糧供給の仕組みが別途あったように記憶しています。今回も支援に行く際に自分たちの食糧を確保して行かれたのですか。
生涯学習課主任	確保して行ったのですが、私が行った時点では物資が余っている状況でした。倉庫にも水やお茶など、パックのごはんやカップ麺もかなりの数が毎日届きますので、現在はたくさんある状況でした。 避難所によっては毎日炊き出しがある所もありますが、私の行ったのは、ほとんど炊き出しがない所でした。しかし、一日だけ炊き出しがあり、学校給食の分と避難所の方、近隣住民と我々の分もということで提供いただきました。
教育長	体育館での暖房は、ストーブが付いていたのですか。

生涯学習課主任	かなりの数のストーブが設置されていたので、体育館はすごく暖かかったです。
教育長	議会の質問で、体育館に空調を設置するようにとあったときに、避難所には各教室を使うと言ったのですが、台風だとか風水害を想定していましたので、これぐらいの規模で避難者が学校に押し寄せることは想定していません。 避難所では、現在、避難者が 50 人くらいになったということですがそれぐらいの人数なら空き教室を使うのかと思ったのですがそうではないのですね。 小学校と中学校の児童生徒と一緒に入ったら、教室は全部埋まっていたのですか。
生涯学習課主任	いいえ、それでも教室は空いています。
教育長	50 人くらいなら 3 教室あれば十分に入れると思うのですが。校舎自体も新しそうに見えますがそうではないのですか。
生涯学習課主任	平成のはじめに建てられたもので新しくはないです。 ここは、体育館でしたが避難所によっては、自治会ごとに教室が割り当てられていた所もあったようです。
教育長	報告いただきありがとうございます。 続きまして、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」学校教育課からお願いします。
学校問題対策支援室長	校内教育支援センターの設置について説明します。 お手元の資料を御覧ください。不登校児童生徒の増加については喫緊の課題と捉えています。 そこで、休み始める前に早期対応するために、学校には登校できるが教室に入りにくい児童生徒を対象として校内教育支援センターを設置いたします。 校内教育支援センターは、いわゆる別室指導の拡充ですが、大きく違うのが「居場所づくり・つながりづくり・未来づくり」の 3 つの機能を設けることです。 安心できる場所ができることで登校できる日数が増えること、孤立しがちな親や子どもがつながることで悩みの軽減になることやオアシス相談員との教育相談から教育支援センターのオアシス教室につなぐこと、不登校の要因に発達課題が関係する場合には発達支援センターにつなぎ、未来につなげることなどの効果を期待しています。 2 枚目を御覧ください。不登校児童生徒支援は、学校復帰だけでなく、社会的な自立を支えるために行います。各校には、魅力ある学校づくりを大切にしながら、休み始めの児童生徒に対して、教職員が同様の対応ができるように不登校対応マニュアル等で周知を図っています。 3 枚目を御覧ください。校内教育支援センターは市内 16 校に開設予定です。 学校の意向調査により、必要性が高い、不登校児童生徒数、空き教室がある、この条件を

学校問題対策
支援室長

満たしている学校に設置を予定し、空き教室等を利用して開設します。

設置校では、常に主となり対応するのが、別室加配等の県費教員です。現在、別室加配は2名です。令和6年度は、生徒指導対応の加配や児童生徒支援加配等の9名を校内教育支援センターに活用予定です。

しかし、加配等の担当教員のいない学校に設置する場合は、市費で不登校コーディネーターを残りの7校に配置します。週に30時間勤務です。校内教育支援センターを利用する児童生徒の対応や関係者の調整等を中心となっており、自校の長期欠席や不登校児童生徒の現状把握等から状況に応じた判断を行い、支援につなげていく等、大変重要な業務となります。

校内教育支援員というのは、担当教員だけでは対応できない場合に支援を行う支援員です。例えば、加配教員の担当する授業、児童・保護者への急な対応がある場合は教室を空けることとなります。そこで、校内教育支援員にも児童生徒の支援をしていただきます。設置校につき1名、市費で校内教育支援員を16校に配置します。免許は必要としません。週に20時間勤務と30時間勤務があり、学校の状況に応じて配置します。先ほどの不登校コーディネーターや校内教育支援員は柔軟な対応が必要であり、運営するための要となります。

また、小学校にはスクーリングケアサポーター（以下SCS）を配置し、校内教育支援センターに関わっていただきます。現在は12校に配置しています。児童生徒の学校生活や学習を支援します。

教育相談体制の充実に向けて、定期的にスクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を派遣します。市費で1名のSCを校内教育支援センター専属で配置します。SCは、校内教育支援センターを巡回し、教室に入りにくい児童生徒のカウンセリング、関係教職員のコンサルテーション、保護者の悩み相談に応じる大変重要な役割です。今回の配置で、相談したいときに迅速に相談できる体制をつくります。

4名のSSWは、必要に応じて配置します。必要に応じて教育相談や児童観察をし、関係機関とつながります。時期を逃さずに対応できるようにします。

問題対策支援員の警察OB1名は、各校の現状を見ながら必要に応じて派遣します。不登校がSNS等のいじめなどに起因している場合は、警察OBに相談することで次にとるべき対応が分かります。また、衝動的に行動する子どももいます。関わっていただき、必要に応じて警察ともつながります。

地域の方にも支えていただきます。家庭教育支援員は、現在の5名から14名に増員し配置します。昼夜逆転などで朝に起きられない子どもや保護者の養育力に課題がある家庭を支援します。家庭訪問をし、身支度を手伝うこともできます。

不登校の子どもたちの中には、教員と関わるのが苦手という子もいますので、教員以外の専門家が関わることも大切なポイントの一つと考えています。そこで、地域コーディネーターにも協力していただき、地域住民や学校との連絡調整をし、必要に応じて支援をしていただきます。

しかし、このような初期の対応をしても、登校できず欠席が長引く子どもについては、ケース会議を再度行い、アセスメントやプランニングをして、将来引きこもりにならないために、未来に向けて支援をします。

例えば、発達課題が疑われるときには発達支援センターと連携し、必要に応じて発達検査や医療相談等でアセスメントを行います。オアシス相談員と相談することで児童生徒成長支援室オアシスとつながることができます。この校内教育支援センターは、児童生徒成長支援室

学校問題対策 支援室長	オアシスから学校復帰をする際の居場所にもなります。 中学校卒業後を見据えて、少年センターと連携し、就学や就労支援もします。適切な支援につなぐことで中学校卒業後の希望を持つことができます。 ただ1点、大きな課題の一つに校内教育支援センターの学習プログラムがあります。子どもによっては1日中過ごすや1日数時間過ごすなど様々で、どんな週計画を立て、どんな行事を入れるかなど今は未知数です。次年度はまずはやってみよう、取り組んで情報を共有しよう、研修しようと考えています。 このように相談体制の強化、校内教育支援センターの充実、児童生徒の孤立防止を重点として、取り組むことにより、不登校の児童生徒一人一人の居場所が生まれ、不登校未然防止、また長引く欠席児童生徒には、学校復帰や社会的自立につながることを期待しています。 以上で説明を終わります。
教育長	ありがとうございました。何度か話はしているので御理解はいただいていると思いますが、御意見、御質問等がありましたらお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	よろしいですか。また、随時報告をさせていただき、良いものにしていきたいと考えています。 それでは、こども未来部から報告をお願いします。
幼児課長	幼児課の増井です。よろしくお願いします。幼児課から、市立認定こども園給食調理業務の委託についてと令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の一次選考結果について御報告いたします。 資料は、A4横置きの「市立認定こども園給食調理業務について」です。現状、課題、取組等でまとめさせていただいています。 現状につきまして、市立認定こども園及び市立小規模保育事業所では、3号認定児童の給食及び2号認定児童の長期休業期間中の給食を自園で調理し、提供しています。 現在、給食調理室を備える市立認定こども園11園のうち2園では調理業務を民間委託し、入所児童に安全・安心な給食を提供できるよう努めています。また、市立幼稚園及び市立認定こども園の3歳児以上の給食を提供している学校給食センターは、民間の手法を取入れ、民間委託による調理業務を行っているため、市は新たな調理師の採用を行っていません。 課題につきましては、入所児童に安全・安心で、安定した給食を提供する必要がある中、令和7年度以降、職員数が減少するため、調理現場の責任者を配置する体制が組めなくなるという状況になります。 このことから、取組等としまして、市立認定こども園における安全・安心で、安定した給食の提供をするため、新たに4園について給食調理業務の委託を進めたいと考えています。 新たな4園は、五個荘あさひ幼児園、さくらんぼ幼児園、ちどり幼児園、能登川あおぞら幼児園です。 このことに伴う委託料については、令和6年3月東近江市議会定例会において、令和6年度当初予算債務負担行為について、提出させていただいています。令和7年度から令和9年

幼児課長

度まで委託するに当たり、令和6年度から準備行為を行うことから、債務負担行為の期間は、令和6年度から令和9年度までとしています。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の一次選考結果について報告いたします。資料は、A4横置きの「市令和6年度認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の一次選考結果」です。上の表は2・3号について、下の表は1号についてまとめた表です。横軸は、年児ごとに、それぞれ申請数、承諾数、不承諾数を、縦軸は地区ごとにまとめています。上の表の総計の行を御覧ください。令和6年1月16日現在の2・3号の承諾数は、0歳児173件、1歳児384件、2歳児495件、3歳児601件、4歳児563件、5歳児600件で、合計2,816件です。昨年より77件増加しています。1号・2号の利用定員の見直し、2号及び3号の受入枠を拡大したことが受入れ増につながったとみています。

一方、不承諾数については、ほぼ横ばいで昨年より3件の増加となっています。就労時間が短い方、求職中である方、また、「利用調整の対象となった場合は、育児休業の延長することができる」の項目にチェックを入れた方、特定の園を希望し空き枠がなかった方などが不承諾となっています。

次に、下の表の総計の欄を御覧ください。1号の承諾数は、3歳児219件、4歳児225件、5歳児283件で、合計727件です。昨年より111件減少しています。一番下の行の1号の令和5年度一次審査結果の申請数につきまして、昨年12月22日開催の令和5年第12回教育委員会定例会の資料の申請数に民間認定こども園への申請数が含まれておりませんでした。正しい数値は、今回提出させていただいたこの資料とおります。大変申し訳ございませんでした。

なお、2次選考入所申込みの受付を1月31日まで行い、2月19日に結果を発送しています。また、今後のスケジュールとしましては、3月5日まで4月入所の随時申込みの受付を行い、3月中旬に入所決定を行う予定です。

幼児課からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の2件について御意見、御質問等ございませんか。

山本教育長職務代理者

第12回教育委員会定例会では、受入枠がどれだけあって、申請がどれだけあるという数字を示されていましたが、今回はそれが出ていません。もし、前回のような表にするのであれば、2・3号は受入枠に対して、承諾した数、割合はどうなりますか。同じように1号についても、受入枠に対しての承諾した割合をお聞きしたいと思います。

幼児課長

前回の資料を確認しますので、後ほど御説明します。

山本教育長職務代理者

第12回教育委員会定例会で報告いただいたときに、よく理解ができなかったもので、直接窓口へ聞きに行き、教えていただいた経緯があります。内容をよく知らない者からすれば、1号認定の中で50パーセントしか埋まっていない、かつ2・3号認定では申請が120パーセントであれば50パーセントのところに溢れた20パーセントを充てればいいのではないかと考えていたのですが、窓口で教えていただいた時に、2・3号の子どもに対しての職員の数と1号の子どもに対しての職員の数は違うので、そう簡単にはいかないということをお聞きしたのですが、そういう差配の中で例え一人でもすくいあげることはできないのかと仕組

山本教育長職務代理者	みを知らない者だからこそ思いますので、今の数字を知りたくお聞きしました。後ほどで結構ですので教えていただきたいと思います。
教育長	例えば3歳児の申請が、2・3号では令和6年で634件、令和5年は551件、1号がそれぞれ219件と251件です。年度ごとに足しても今年の方が多いですね。そんなことがあるのですか。二重にどちらにも申請が出ていることはないのですか。
幼児課長	二重に申請が出ていることはないです。
教育長	去年より3歳児が多いということはないと思っているのですが。
幼児課長	学年の偏りがありますので、令和5年度と比べて令和6年度の3歳児は多いです。また、令和5年度の3歳児が少ないので令和6年度の4歳児は少ないです。
教育長	少なくなっているところでも不承諾はあまり変わらないのですね。
幼児課長	例えば4歳児ですと、2号の場合、令和5年度の不承諾は27件でしたが、令和6年度は10件です。
教育長	申込数は。
幼児課長	令和5年度は申込数605件で承諾数578件、令和6年度は申込数573件で承諾数は563件で不承諾の割合としては減っています。
教育長	いえ、どこまで行ってもなかなか減らないという印象です。どうすれば減るのでしょうか。
幼児課長	希望に偏りがありますので、3歳未満児と3歳以上児がいる御家庭で一緒に園に入りたいと希望を持っておられると、下の子が入れなくて上の子も入れないという方もおられます。
教育長	時間の都合で先に進めさせていただきます。この問題は今後もまた課題が出てくるかと思っておりますのでよろしくお願い致します。最終確定はいつになりますか。
幼児課長	最終の確定は来年度の5月ごろになります。3次選考を3月5日まで受付けをしており、中旬に決定を出します。そこから4月に待機申請をどれだけされるかによって数が確定します。
教育長	また、聞かせていただきます。 続きまして、令和5年度東近江市教育委員会感謝状の贈呈について、教育総務課から報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の池元です。

教育総務課長	よろしくお願いいたします。 私からは、令和5年度教育委員会感謝状贈呈者について、報告いたします。 お手元の「令和5年度東近江市教育委員会感謝状贈呈者一覧」を御覧ください。 教育委員会感謝状につきましては、教育委員のみなさまにお配りしております、「東近江市教育委員会感謝状贈呈要綱」に基づきまして、教育分野において自主的かつ意欲的に無報酬でボランティア活動を行う個人又は団体を贈呈の対象としており、贈呈の基準として、ボランティア活動を年12回以上かつ10年以上継続して行っている個人、ボランティア活動をおおむね月1回以上かつ10年以上継続して行っている団体について、関係各課（小中学校）から推薦をいただいております。 今年度の対象者は、15名となっており、内訳としましては学校教育課（小学校）から5名、図書館から10名となっております。 学校教育課（小学校）から推薦のあった5名につきましては、「田んぼの学校」に長年御協力いただいている方が1名、スクールガードとして長年登下校時の見守り活動、付き添い活動をしていただいている方が4名です。 図書館から推進のあった10名につきましては、長年園・学校・図書館などで「読み語り」などのボランティア活動をされている方です。 対象となっている方のお名前、功績、推薦理由等につきましては贈呈者一覧のとおりですので御確認ください。 なお、感謝状、記念品の贈呈につきましては、今回推薦のあった小学校、図書館を通じて対象者の方にお渡しする予定をしております。 大変簡単ではございますが、報告は以上です。
教育長	ただ今の報告について、御意見、御質問ございますか。
篠原委員	活動期間が20年の方や、15年などの方がいますが、どのような取扱いになっていますか。
教育次長	贈呈の基準が10年以上となっていますので、期間は一律ではありません。
教育長	読み語りをされている方は、園にも行っておられますか。
教育総務課長	はい、活動場所についても贈呈者一覧の中の推薦理由、ボランティア活動内容に記載していますが、園で活動されている方もいます。
教育長	その他、ございますか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、続きまして各課報告をお願いします。
各課報告	●研究所だよりNo.244（教育研究所）

各課報告	●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。 それでは、次回ですが、第1回臨時会については、3月15日（金）午後1時から「市役所 東庁舎 東D会議室」開催します。内容は、市立小中学校の管理職の人事異動についてです。 また、第3回定例会は、3月22日（金）午後1時30分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくお願いします。 また、第3回定例会終了後、第2回臨時会を開催します。内容は、教育委員会事務局職員の管理職の人事異動についてです。 4月に入りまして、第3回臨時会を4月1日（月）、赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター多目的研修室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 第4回定例会の日程調整を行います。第4回定例会につきましては、4月22日（月）の午後、24日（水）の午前のいずれかで開催をお願いしたいと思います。 委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	それでは、第4回定例会につきましては、改めて連絡いたします。 ここで、事務局から当面の日程について連絡があります。
事務局	（連絡事項）
教育長	それでは、以上をもちまして、令和6年第2回教育委員会定例会を終了させていただきます。
会議終了	午後5時10分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
